



# 第1章 いじめの理解

## 1 いじめの定義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為です。また、その行為により児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。しかしながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものでもあります。そのため、いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めることが大切です。

いじめの定義については、次のように示されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

また、次のことに留意する必要があります。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（青森県いじめ防止基本方針（H29.10）より）

いじめは、全ての児童生徒に関する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として実行されなければなりません。

そのため、以下のことに留意し、いじめ防止に向けて取り組んでいく必要があります。

### (1) いじめの未然防止

全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築くことができるよう、学校教育活動全体を通して、継続的に取り組むこと。

## (2) いじめの早期発見

---

児童生徒のささいな変化に気付き、いじめを受けている児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること。

## (3) いじめの事案対処

---

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的に対応し、その解消に努めること。

## (4) 家庭や地域との連携

---

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築すること。

## (5) 関係機関との連携

---

日頃から、学校や学校の設置者と関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくこと。

いじめの未然防止を目的とした啓発活動を行うことで児童生徒の意識を高めるとともに、いじめを積極的に認知した上で、家庭、地域、関係機関との連携を図りながら適切に対応し、解消に向けて取り組みましょう。

## 2 いじめの態様

いじめの態様等は、次のようになります。

いじめの態様	具体的な事例	抵触する可能性のある刑罰法規
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あだ名、悪口を言われる。</li> <li>・こそこそ話をされる。</li> <li>・学校に来たら危害を加えると脅される。</li> </ul>	<p>→ 脅迫</p>
仲間はずれ、集団による無視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びや話合いに入れてもらえない。</li> <li>・故意に避けられたり、机を離されたりする。</li> </ul>	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つねられる。</li> <li>・「プロレスごっこ」と称して、押さえつけられたり、技をかけられたりする。</li> </ul>	<p>→ 暴行</p>
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔を殴られ、あごの骨を折るケガを負わされる。</li> </ul>	<p>→ 傷害</p>
金品をたかられる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金等を巻き上げられる。</li> <li>・食べ物をおごれと強要される。</li> </ul>	<p>→ 恐喝</p>
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上履きや筆箱等の所持品を盗まれる。</li> <li>・自転車を故意に壊される。</li> </ul>	<p>→ 窃盗</p> <p>→ 器物破損</p>
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断れば危害を加えると脅され、万引きを強要される。</li> <li>・断れば危害を加えると脅され、ズボンや下着を脱がされる。</li> </ul>	<p>→ 強要</p> <p>→ 強制わいせつ</p>
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上のサイトに実名を挙げられて、「お金を盗んだ」、「うざい」などの悪口を書かれる。</li> <li>・携帯電話で裸の写真を撮られ、インターネット上のサイトに掲載される。</li> </ul>	<p>→ 名誉毀損 侮辱</p> <p>→ 児童ポルノ提供等</p>